



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

166 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための消毒の実施 (畜産課) 1

告 示

和歌山県告示第166号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成23年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家畜の種類

家きん

(2) 実施の範囲

飼育羽数が100羽以上の全ての家きん飼養施設及びその他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う施設を除く。

4 実施時期

平成23年2月15日から同年3月4日まで

5 消毒の方法

消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布